

平成 15 年 12 月 19 日

西東京市教育委員会

委員長 井口 範之 様

西東京市スポーツ振興審議会
会 長 渡 邊 一 雄

スポーツ施設使用料等の適正化について(提言)

貴西東京市教育委員会から、当スポーツ振興審議会としての意見を求められたので、このことについて下記のとおり取りまとめたのでここに提言する。

記

1 使用料の判断基準について

行政改革大綱に基づく「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」の主旨及び「合併後の調整を要する施策の緊急かつ重要な個別的課題について提言(平成 14 年 10 月)」の中での使用料に関わる当審議会の考え方並びに他市の減免資料等を比較勘案した結果、原価主義に基づく受益者負担及び当該施設の属性(設置目的等)等を踏まえた使用料の判断基準は、スポーツ施設に対する使用料の判断基準としても妥当である。

2 減免規定の見直しについて

減免規定は、市長部局或いは教育委員会が直接スポーツ振興を目的とした大会等行事を開催する場合及び学校が直接教育の用に供する場合のみ使用料を全額減額する趣旨であるが、その他例外として、教育委員会の認めるものとして、障害を持つ者の使用について減免することは、応能負担主義、比例原則からくる公平負担の観点から社会通念上妥当である。

3 減免率について

社会体育(スポーツ団体)関係団体等の補助金は、行政が政策上、スポーツ振興を積極的に奨励する目的をもって金銭的に支援する制度であり、現行の補助率は上限が 50%以内である。反面、使用料の減免は、同じ目的をもった消極的金銭的援助に相当する。

従って補助金の補助率より上回る 80%の減免率は、社会的合理性を欠くことから 50%以内の減免率が相当である。

4 総合体育館の使用区分変更について

現行の 3 使用区分は、昼休み 1 時間と閉庁時前の休み 1 時間を確保しているためであり、本庁職員との勤務の平等からと考えられるが、現今の自治体の状況から市民主体のニーズに対応する 4 区分にすべきである。